

行政職員対象の手話講習会事業開催要項

1 趣旨・目的

手話言語条例は2017年6月30日現在で101の自治体で成立・施行しており、ろう者や手話言語への理解が広がりつつあります。本研修会では行政職員を対象に、ろう者から手話言語を学ぶことで手話言語でのコミュニケーション能力の向上を図るとともに、ろう者を取り巻く社会環境・ろう者の歴史や手話言語条例の施策の効果について学び、情報交換をすることで、ろう者への理解を深め、手話言語を地域行政において普及、住民サービスの向上を推進することを目的とします。

2 主催（実施主体）

一般財団法人全日本ろうあ連盟
社会福祉法人全国手話研修センター

3 共催

手話を広める知事の会

4 特別協賛団体

公益財団法人日本財団

5 後援団体

全国手話言語市区長会

6 実施会場（予定）

全国6ブロック（北海道・関東・東海・近畿・中国・四国）で実施。

①北海道（石狩市） ②埼玉県（さいたま市） ③愛知県（名古屋市）
④京都府（京都市） ⑤鳥取県（鳥取市） ⑥高知県（高知市）

7 開催日程

2017年8月～12月 2日間の研修

8 受講対象者

(1) クラス及び対象者

クラス	対象者	学習後の目標	定員（1会場）
初心者	これから手話を始める人	全国手話検定試験 5級合格	40人 (1G：8人)
初級者	簡単な手話ができる人 (全国手話検定試験5級程度)	全国手話検定試験 4級合格	40人 (1G：8人)

- (2) 受講者総定員数
480人 (40人×2クラス×6会場)

9 講習カリキュラム等

- (1) 講習カリキュラム及び講習内容は全国統一とし、社会福祉法人全国手話研修センターで作成する。
- (2) 講師は、一般財団法人全日本ろうあ連盟の開催地組織の協力、また後援団体会員の協力を得て配置する。
- (3) 講習内容：手話で会話ができる学習やろう者・手話言語条例の取り組みなどについて学ぶ。
- (4) 講習時間：10時間 (2日間)

	午前の部	午後の部	夜の部
1日目	12時受付 12時30分開会	講義 (1.5時間) 実技 (3.5時間)	参加者交流会 <自由参加です>
2日目	実技 (2.5時間)	実技 (1時間) 講義 (1.5時間) 15時15分開会	

- 10 参加費：日本財団補助事業のため無料 (テキスト、旅費・宿泊費、交流会費等は別途) 予定
- 11 その他：開催時期等詳細は、一般財団法人全日本ろうあ連盟の開催地組織及び地域行政と調整して決定する。

12 事務局

社会福祉法人全国手話研修センター

〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3番地4

(TEL : 075-873-2646 FAX : 075-873-2647)